

第2回 門真市上下水道事業経営審議会 会議録

- 日 時 令和3年10月28日（木）午後2時から午後3時25分まで
- 場 所 門真市泉町浄水場 第一会議室
- 出席者 辻 壽一 委員
菅原 正明 委員
葭田 正子 委員
水井 貴史 委員
渡邊 昇 委員
吉川 かおり 委員
中吉 美智 委員
松本 剛 委員
- 事務局 環境水道部長 大矢 宏幸
環境水道部次長 溝口 朋永
経営総務課長 山田 武範
工務課長 山口 達也
経営総務課長補佐 西川 達朗
工務課長補佐 大石 貴之
工務課長補佐 辻 顕吉
お客さまセンター長補佐 松岡 直彦
お客さまセンター長補佐 加藤 明秀
経営総務課主任 三笥 広明
経営総務課主査 高田 賢一
経営総務課 岡田 真子
- 傍聴者 なし

○ 開会

【事務局】

皆様、本日はご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
門真市環境水道部経営総務課の高田でございます。どうぞよろしくお願いいたしま
す。

ただ今から、第2回門真市上下水道事業経営審議会を開催させていただきます。

本日は、委員9名中8名がご出席されておりますので、本審議会が成立しており
ますことをご報告いたします。また、前回は日程の調整がつかず、ご欠席でござい
ました中吉委員もご参加いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本審議会につきましては、議事録作成のため、録音をさせていただきたく
存じますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、案件に移らせていただく前に、お手元の配布物の確認をさせていただ
きたいと存じます。

1点目は、会議次第でございます。

2点目につきましては、資料1「門真市水道事業ビジョン（改定版）（案）」の概
要についてでございます。

最後3点目が、資料2「門真市水道事業ビジョン（改定版）（案）」の冊子でござ
います。

配布物の不備等はございませんでしょうか。

資料がお揃いのようなので、以降の進行につきましては、辻会長の方にお願
いしたいと存じます。

それでは、辻会長よろしくお願い申し上げます。

○案件 「門真市水道事業ビジョン（改定版）」（案）について

【会長】

皆さんこんにちは。「門真市水道事業ビジョン（改定版）（案）」につきまして、
皆さん方のご意見を伺いたいと思います。

まず、事務局の方からご説明の方よろしくお願ひいたします。

【事務局】

それでは、お手元の【資料1】「門真市水道事業ビジョン（改定版）」（案）の概要についてご説明させていただきます。

まず、2ページをご覧ください。

ここでは、門真市水道事業ビジョンの改定の基本的な考え方をまとめております。

1つ目は、門真市水道事業ビジョン（以下「ビジョン」と呼ばせて頂きます。）の策定後の各施策の進捗状況を踏まえ、ビジョンに掲載しております各施策の具体的な実現方策、数値目標、財政計画を中心に、必要な事項の改正を実施しております。

なお、今後の水需要将来推計及びこれに基づく財政計画等につきましては、次回の第3回門真市上下水道事業経営審議会で提示いたします。

2つ目は、ビジョンの基本理念、理想像、施策体系そのものにつきましては、計画期間全体における水道事業の根幹となる姿勢を示すものであるため、今回の中間見直しにおいては変更いたしません。

続きまして、3ページをご覧ください。

ここでは、ビジョン本編の改定内容を章ごとにまとめております。

主な内容は、ビジョン策定後の数値的な時点修正と説明文、グラフ等の更新ですが、第4章において広域連携の項目を新設しているほか、第6章の目標設定と推進する実現方策におきましては、第1回審議会で審議いただいた内容等を踏まえたものとなっております。これらの内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

ここでは、ビジョンの資料編の改定内容を項目ごとにまとめたものです。

これらも本編同様、ビジョン策定後の時点修正が主ですが、資料2については審議会の審議過程とパブリックコメントについてでありますので、審議会がすべて終了した段階で更新する予定です。また、資料3の財政計画については、次回の第3回門真市上下水道事業経営審議会で提示いたします。

続きまして、5ページをご覧ください。

ここでは、本日の第2回審議会の審議内容における改定のポイントをまとめております。

第1は、水道法の改正等による「広域連携」に関する項目の新設です。この内容は、「資料2」ビジョンの改定版（案）の37ページに記載されております。

第2は、第1回審議会での審議内容及び令和2年度までの進捗状況を踏まえた、「目標設定と推進する実現方策」の見直しです。この内容は、ビジョンの改定版の39ページから46ページに記載されております。

第3は、業務指標について令和2年度末における時点修正及び文章表現を修正しております。この内容は、ビジョンの改定版（案）の11ページから30ページにかけて記載しております。

それでは、6ページから8ページにかけて第1のテーマであります、水道法の改正等による「広域連携」に関する項目の新設内容についてご説明いたします。

まず、7ページをご覧ください。

ここでは、広域連携につきまして、第1に、国及び大阪府、また、大阪広域水道企業団と府内水道事業体との統合状況等の動向について、第2に、本市水道事業の動向についてまとめております。

第1の「国、大阪府等の動向」につきましての1番目は、平成30年（2018年）に水道法が改正された点です。

人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水

道の直面する課題に適応し、水道の基盤の強化に関する措置が規定され、広域連携の推進が求められることになった旨の文章を記載しております。

その2として、大阪府の動向といたしましては、平成30年（2018年）に、大阪広域水道企業団及び府内の全水道事業体が参加する「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」を設置し、「府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書」をとりまとめたこと、また、今後、府域全体を計画区域とした水道基盤強化計画の策定に向けた検討が進められている旨の文章を記載しております。

次に8ページをご覧ください。

国及び大阪府等の動向のその3として、大阪広域水道企業団との統合についてまとめております。

まず、現在の統合状況は、府内14の市町村の水道事業体が大阪広域水道企業団と統合しております。その事業体名は、8ページ中ほどの※欄にお示ししておりますとおりです。なお、ここにも書いておりますように、能勢町においては、令和6年4月に事業開始する予定となっております。

さらに、その他の団体におきましても、令和6年度（2024年度）の統合に関する検討、協議が進められております。

ここで、大阪広域水道企業団とは、大阪府より継承した水道用水供給事業及び工業用水道事業を行うため、大阪市を除く府内42市町村が構成団体となり、平成23年4月1日に設立された組織（一部事務組合）のことです。

次に、広域連携につきましての第2の、本市水道事業の動向についてですが、現状におきましては、大阪広域水道企業団との統合について具体的な検討には至っていませんが、水道基盤強化に向けた広域化の検討においては、大阪広域水道企業団や未統合の水道事業体の動向も見据えながら、様々な検討を行う必要があるという旨の文章を記載しております。

次に、9ページから11ページにかけて第2のテーマであります、第1回審議会での審議内容を踏まえた「目標設定と推進する実現方策」の見直しについてござい

ます。

10ページをご覧ください。

具体的な実現方策ごとに改定内容をまとめております。

まず、「事業1－1 人材育成施策の実施」におきましては、法定資格内訳の見直しにより、対象資格数を14資格から12資格へと変更いたしました。

「事業1－2 近隣水道事業者との業務共同化の推進」におきましては、大阪広域水道企業団との広域連携を見据え、名称を「近隣水道事業者等との広域化・業務共同化の推進」に変更するとともに、大阪広域水道企業団との統合等、広域連携の検討を行う旨の文章を追加しました。

また、令和2年度（2020年度）までの進捗状況を踏まえ、目標設定に「大阪広域水道企業団との広域連携に関する検討」を追加するほか、第1回審議会での提示のとおり「他市水道事業者との共同検査実施数を308件」といたしました。

次に、「事業1－3 効率的な民間活用」におきましては、具体的な実現方策について「委託の効果検証のため」という記載を追加しております。

「事業2－1 水道料金体系の最適化に関する検討」におきましては、現行ビジョンの計画期間が終了する令和8（2026）年度までに、水道料金体系の最適化に関する検討を進める旨の記載を追加しております。

「事業2－2 確実な水道料金の徴収」におきましては、令和2年度（2020年度）までの進捗状況を踏まえ、目標設定を第1回審議会での提示のとおり99.94%としました。

「事業3－2 情報提供の充実化」におきましては、具体的な実現方策について、情報提供につき「お知らせ」を「発信」と表現を修正しております。

続きまして、11ページをご覧ください。

具体的な実現方策ごとに改定内容の続きをまとめております。

「事業5－1 最重要管路路線耐震化事業の実施」におきましては、第1回審議会での委員からのご意見を踏まえ、具体的な実現方策に「更なる耐震化率の向上をめざし」という表記を追加しております。

「事業5-2 配水池耐震化事業の実施」におきましては、平成30（2018）年度に上馬伏配水場4号配水池が完成したことから、事業が完了し、目標達成した旨の表記を追加しております。

「事業6-2 応援協定の充実化」におきましては、第1回審議会での委員からの意見を踏まえ、具体的な実現方策及び目標設定の表現について、実効性のある見直し、取組みを行う旨の表記を追加いたしました。

最後に、「事業6-3 必要な資機材の確保」におきましては、第1回審議会での委員からのご意見を踏まえ、具体的な実現方策及び目標設定の表現について、必要性及び優先度を考慮した保有計画を作成する旨の表記を追加いたしました。

次に、12ページ以降におきましては、第3のテーマであります業務指標について、令和2年度末（2020年度末）における時点修正及び説明文、グラフ等の修正についてまとめております。

13ページをご覧ください。

ここでは業務指標の数値更新についてその改定内容の骨子をまとめておりまして、その改定内容は、公益社団法人日本水道協会編「水道事業ガイドラインJWWA Q100:2016」に基づく令和2年度末（2020年度末）における時点修正及び説明文、グラフ等の修正を実施しております。

なお、水道事業ガイドラインは、平成28年（2016年）に改定されましたので、今回の中間見直しにおきましては、改正された規格に基づく指標名に修正しております。数値については、前回のビジョンの最終の最新データであります平成26（2014）年度から令和2（2020）年度までの動向を示しております。

各項目につきましては、14ページ以降にお示しいたしますとおりでございます。

14ページをご覧ください。

14ページは、職員一人当たりの有収水量の状況であります。有収水量が減少する中であっても、職員数が減少傾向にあるため、一人当たりの有収水量は、一時下がっておりますけど、また増加傾向にあります。有収水量は減少傾向にあることから、

今後においても、業務効率化を行っていく必要があるといえます。

15ページをご覧ください。

これは、水道技術に関する資格取得度の状況です。

平成26（2014）年度で2.50件/人だったものが増加してきましたが、平成29年度からは変動が大きくなっています。これは、平成29（2017）年度に公共下水道事業と組織統合したことや、市長部局等との人事異動により、職員構成の変化が大きくなっていることが背景となっています。

水道技術に関する資格取得度の増加により、人事異動や職員構成が変化する中でも安定した事業運営が可能となるといえます。

16ページをご覧ください。

主な業務委託費の状況です。

本市水道事業の主な委託業務は、修繕・維持管理業務、料金収納業務、施設運轉管理業務であり、それらの主な業務委託費の合計の動向を見ますと、平成26（2014）年度に204,196千円だったものが、令和2（2020）年度では202,662千円となっており、ほぼ横ばい状態となっています。

17ページをご覧ください。

経常収支比率の状況です。

経常収支比率とは、経常収益、つまり営業収益と営業外収益を足したものの経常費用つまり営業費用と営業外費用を足したものに対する割合を示し、100%以上であることが望ましく、本市水道事業においては、平成26（2014）年度から令和2（2020）年度にかけて124.9%から123.6%へと100%以上で推移し、府内類似平均の107.1%、全国類似平均の114.7%に比べ高く、良好な状況を示しています。

続きまして、18ページをご覧ください。

自己資本構成比率の状況です。

自己資本構成比率とは、総資本、いわゆる負債プラス資本に占める自己資本の割

合を示し、財務の健全性を表し、高い方が財務的に安定しているといえます。

本市水道事業の場合、平成26（2014）年度の58.7%から令和2（2020）年度は72.2%へと上昇しており、財務的に安定している傾向を示しております。

続きまして、19ページをご覧ください。

これは、収益的収入に対して給水収益いわゆる料金収入が占める割合の状況です。

平成26（2014）年度から令和2（2020）年度における収益的収入に対して給水収益、いわゆる（水道料金）が占める割合は約82～93%で高い数値を示しており、水道事業として給水収益が主たる収入であるといえます。なお、令和2（2020）年度において減少した要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により、7月から10月分の基本料金の減免措置を実施した影響によるものです。

続きまして、20ページをご覧ください。

アンケート情報収集割合の状況です。

本市水道事業では、平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度にアンケート調査を実施しました。

令和2（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染症対策の感染防止のため、イベント開催時等におけるアンケート調査が実施できていません。

今後、アンケートの収集方法等、「ニーズ把握」について検討が必要な状況です。

21ページをご覧ください。

これは、給水栓水質検査（毎日検査）箇所密度の状況です。

本市水道事業の場合、令和2（2020）年度において58.3箇所/百km²であり、府内類似団体平均の33.9箇所/百km²に比べ高い値を示しております。

本市水道事業におきましては、市内7箇所の給水モニターにより連続自動水質監視を行っており、監視状況に関しましては十分な水準を満たしております。

22ページをご覧ください。

これは、貯水槽水道指導率の状況です。

貯水槽水道とは「簡易専用水道」と「小規模貯水槽水道」に区分され、市長部局と並行して指導を行っております。

平成26（2014）年度から平成28（2016）年度までは0.2%と低いですが、平成29（2017）年度から指導方法を変更した結果、令和2（2020）年度の貯水槽水道指導率は77.0%、特に小規模貯水槽水道は100%と高くなっております。

続きまして、23ページをご覧ください。

これは、管路の耐震化率及び経年化管路率の状況です。

管路の耐震化率については、平成26（2014）年度の17.9%から増加傾向を示し、令和2（2020）年度で22.8%となっております。なお、ビジョンの計画年度である令和8（2026）年度における耐震化率の目標は、管路全体で29.1%、最重要管路で60.2%であります。

経年化管路率については、令和2（2020）年度で51.0%と全国類似団体平均及び府内類似団体の数値を大きく上回っております。

次に、24ページをご覧ください。

配水池耐震施設率及びポンプ所耐震施設率の状況です。

配水池耐震施設率は、平成30（2018）年度に上馬伏配水場4号配水池が完成したことにより、令和2（2020）年度における配水池耐震施設率は56.3%に上昇しており、ビジョン計画期間における目標値を達成しました。これにより、災害発生時において、1人当たり約100ℓ（約1週間分）の水を確保しております。

ポンプ所耐震施設率は、70.3%となっております。ただし、法定耐用年数（50年）を超過している設備もあり、今後の更新工事で改善する予定であります。ビジョンの計画年度である令和8（2026）年度における耐震化率の目標は100%であります。

最後に、25ページをご覧ください。

これは、給水車保有率の状況であります。

給水車保有度は、災害発生時等に応急給水が可能である車両、いわゆる、給水車

を給水人口1,000人あたりどれぐらい保有しているかを示した指標であり、本市では1台を有しております。

本市の給水車保有度は、府内の類似団体平均及び全国類似団体平均と同様となっております。

以上でございます。

【会長】

どうもありがとうございました。

ただ今、事務局の方からご説明がありました。水道事業ビジョン（改定版）（案）で、3点ございました。それぞれに関しまして順次ご意見をお願いしたいと思います。

初めに、「広域連携について」、何かご意見やご質問があれば、よろしくお願いたします。

資料1の8ページですけれども、大阪広域水道企業団との統合ですけれども、水道企業団というのは、既に42市町村が構成団体になっていますね。

実際にしておられる内容と、企業団との統合という関係がよく理解していません。その辺教えていただけたらと思います。

【委員】

もしよろしければ、私から、簡単にお話しさせていただきたいと思います。

大阪広域水道企業団というのは、大阪府水道部が前身の団体でございます。

大阪府水道部は、飲み水の上水道に関しましては、元々卸売り、淀川の水をきれいにして、各市町村様の水道局なり、水道部さんなりにお水を売っている立場でございました。

各市町村様は、独自の井戸水であったり、小さな川の水であったりという、自分の水源を持っていらっしゃる場所もございますけれども、だいたい4分の3ぐらいは、もともと大阪府水道部から水を買って、自分の水があればそれとブレンドするなりして、各ご家庭の方にお届けしていたということでございます。

それが前の橋下知事の時に大阪市を除く42市町村さん、今までお水を買って頂いていた市町村が受け皿になる企業団というのを作りましょうということになって、大阪広域水道企業団を作ったのです。実際は、大阪府水道部の職員がほぼそちらに移った形にはなっております。

それで、何年かその形でやっていたのですけれども、もともと大阪府の方は、府内の水道を一つにまとめましょうと、府域一水道と呼ばれていますけれども、これは、特に小さな事業体は、経営状況とか非常に苦しいとか、技術継承が難しいとかいろんな理由があって、全国的にも、水道の広域化等をできるだけ図っていきましようという動きもございましたので、大阪府の方でもおおむね20年かけて、府域一水道にしましょうというビジョンを作りまして、それに基づいて企業団は、各市町村の水道事業さんが一緒になる、今まで卸売りだけをしていた企業団が、一緒になると小売りまで、各ご家庭までの給水事業までを担うようになりますけれども、そういうことで、例えば何々市さんの水道局が企業団の一員になると、それまでは、一応、構成団体ではあるけれども水道局さんとか水道部さんは全く別の団体、市町村さんの団体だったのですけれども、もし統合となると企業団の一員になる、いう形にしております。今のところは水道の料金とかは、基本的には当面そのままでいきたいと思いますというような形に行っているのですが。

一緒になるとどんなメリットがあるのかと申し上げますと、企業団は広域的にやっているのですが、この市町村さんがいくつも入ってまいりますと、たとえば、隣の市も、こっちの市も、隣の市も、全部企業団になってきたとなると、それぞれ持っていた浄水場が実は1つでいいですねというような話が出てきます。そうすると、これからかかるお金が少なくて済む。そうすると経営に寄与する。あるいは、管を繋いでいくと、いろんなものをなくしても大丈夫ですねみたいな話が出てきて、経営の効率化とかにもメリットがありまして、あるいは、危機対応で、いろいろと事故とか災害とかの時に、今までは、その市町村様の中で基本的に対応されていたのを、企業団の中に職員が500名ぐらいおりますので、全体でカバーしていくような体制をとることができたりする。

そういうメリットがございますということで、順番にどういうメリットがあるかを考えていきませんかという形で、企業団の方が、各市町村さんの方にお声かけさ

せて頂きまして、平成29年度に3つ、令和元年度に6つ、令和3年度に4つと順番に、一緒になりましょうということで、統合という形で企業団の一員になられます。

それで、企業団になられると、例えば、四條畷市様とかは、一番最初めに入られましたけれども、四條畷市様の上下水道局は、企業団は下水道を持っておりませんので、上水道だけですけれども「四條畷水道センター」と名前は変わりましたが、場所も変わらず、市役所の隣になりますけれども、そのまま業務は行って、基本的にユーザーの市民の皆さんのサービスは落ちない、ということをお原則にしながら、料金も、企業団が徴収はしているのですけれども、基本的に、使っている方からすればあまり変わらないというのをまず条件にしながら、一緒にやっていくということをしております。

今、13団体が一緒になっておりますけれども、現在10団体の市様の方に、もし、一緒になったらどういうメリットがあるか考えませんかということでお願いして検討している状況でして、それを見て各水道事業体様、大東市様もその中に入っているらしいですけれども、色々な各市ご事情がありますし、地理的とか地域的な特性がありますので、すぐ入りますとはならないところも多くございますけれども、そういう検討結果を見ながら、ご検討いただいて、早ければその10団体は、一応、令和6年度から一緒になるようなロードマップを見ながら検討を進めていきたいと思います。

【会長】

なるほど、簡単に言ってしまうと、大阪府さんが手を引かれたので、各市町村の方が出資をしてそういう会社を作ったみたいな感じですね。

【委員】

そうですね。出資はないのですが、各市町村さんが寄り合っって一つの団体を作ったことになります。

【会長】

今は、それぞれの自治体の事業は全く別の組織ですが、それを統合して、一つの

会社になろうということですね。

【委員】

そうですね。統合になるとそうですね。

【会長】

そうすると、〇〇委員は、以前は大阪府の職員だったことになりますか。

【委員】

はい、大阪府の職員でございましたが、退職して企業団の職員になりました。

【会長】

それでは今現在、企業団の職員の方は、府の職員ではないわけですね。

【委員】

そうですね、全員、基本的には、特別地方公共団体となりますので、府の職員が多かったのですけれども、4分の3ぐらいの人間が退職して、企業団の方に行っています。

【会長】

失礼なご質問ですけれども、〇〇委員のお給料は、水道事業の収益から出ているということですか。

【委員】

そうですね。もともと、大阪府時代から水道事業というのは、基本的に独立採算制ですので、売ったお水の代金でもって経営をしていくことです。基本的には税金を入れらないというのが大原則でございますので、そのあたりは、変わらない形です。

【会長】

ということは、〇〇委員の生活のためには、僕ら水をどんどん飲まないで。

【委員】

たくさん使って頂けるとありがたいのですが、一方で節水も大切と言っておりますのでなかなか、難しいだろうと思います。

【会長】

なるほど、よくわかりました。ありがとうございました。
何か、他にこの件に関しまして、「広域連携」に関しましてご質問はございませんでしょうか。

【副会長】

広域連携については、総論としては、もちろん理解をしております、スケールメリットを活かすためには、大きな事業体としてやっていくということは理解しているところなのですが、一方で水道ビジョンとの関係でいいますと、突然、項目が一枚だけですけども差し込まれたような形になっておりまして、説明によれば、水道法の改正が平成30年であったからということで、協議会ができて、そのからみかなという理解をしているのですが、唐突感が少しありますので、水道ビジョンと広域連携の、ここでこう差し込まなければいけない理由というか、突然出てきた理由は何でしょうか。

【会長】

今のご質問の内容から、水道法の改正の内容がどういうものかということに対して、もしご存じだったら、改正の内容とか以前とどう変わったか。

【委員】

基本的には、経営基盤の強化というものが大きな水道事業の目的に入っておりまして、そういうのを実現するためには、広域化みたいなものも大切というのが、国の方でずっと言っておりましたので、そういうのを段々本質の方に盛り込んできてい

るという形だと思えます。

現実的には、法律が変わったのですぐこれをしなくてはならないのかといたら、そうではございませんので、どちらかというところ、個人的には、府内の広域化の進んでいる状況を受けて、市様の方でもそういうことについて検討の必要性も出てきたという言い方なのかなと思うのですが、この辺は市様のお考えだと思いますし、私どもの立場からすれば、こういった意味での検討の必要性というのをはっきり謳って頂くというのは非常にありがたいことではあります。

【会長】

ちょっと、感覚的に感じましたのは、個別の事業体が合併できるということが許されたのかなという気がしたのです。

統合できるような内容が変わったのかっていう気がしたのですが。

【委員】

そういうおおまかな制度はほとんど変わっていないですね。以前から全国的には、徐々に統合しているところもございましたが、過去からの経緯もございますし、市町村単位の経営が原則というのもありましたので、なかなか一概には進まないというのもある。国も広域化を進めるのもひとつの目的として水道法の改正を行っている。

基盤強化のための一つの手段っていうように位置づけられているんですけど。

【会長】

水道法の改正以前にも、いわゆる企業団との統合はあったということですね。

【委員】

可能ではありましたね。当企業団は、平成23年に設立して、実際には、平成29年に初めの統合をしておりますので、そういう意味では水道法の改正よりも前から統合が進められていたといえます。

【会長】

ということは、各自治体の水道企業団の経営の中で将来に対する不安ですね。人口減少とか施設の老朽化に関してどういう対応をするかの観点から。

【委員】

そうですね。その観点を解消を、企業団との統合で解消しようとするかどうかということです。その辺は、もう各市さんのご事情ですので、この場合であれば、門真市さんがどのようにご判断されるかということになってくるかなと思います。

【会長】

何かご意見ございましたら。

【委員】

企業団の方でご説明頂いたのですが、もともと、企業団の設立された時に42市町村の首長会議に出ていたのですが、その時に将来は、大阪市も含めた府域一水道を目指すということで設立されておりますので、その後、たくさんの団体が入られて、今回大東市も検討させてもらっている10団体の中に入っているということなのですが、最初に統合というものがぶら下がっている。府域一水道というのがぶら下った状況で、企業団が設立されてますので、本市も統合を検討している。本当は、早く府域一水道になればいいのですがけれども。

【会長】

早く入れない事情は何ですか。

【委員】

企業団の水が1 m³あたり72円で、自己水は同じく50円程度であり、そういう事情もあると思います。そういう趣旨で設立されたということをお願いしたかったのです。

【会長】

それでは、よろしいですか。

【副会長】

もうちょっとだけ、ごめんなさい。3ページでこの全体像が、冊子の方ですけど、大阪府との関係で、大阪水道ビジョンの関係があるとかいうことの、方向性についてはどうなのでしょう。

【委員】

そうですね、大阪府の方は、水道事業はもう持っておりませんで、いわゆる水道の行政的な立場から、各水道事業者を指導監督する立場がございますので、府域の水道をみて、こういう、まさしく今、府域一水道でいきましょうというのを、大阪水道ビジョンの中で謳ってあるわけですね。これは大阪府が作ったビジョンですけれども。

【副会長】

ありがとうございます。そうしたら今回のビジョンの改正で、この項目を差し込むとか入れておくのは、将来の布石とか統合、何といたしますか、意識をずらす項目としてあえて入れるみたいな感じになるのですか。

【委員】

それは市さんとしての考えかと。

【会長】

市の方にきかないと。

【事務局】

もともと、平成29年に門真市水道事業ビジョンを策定していく中で、広域連携というものは元々ある内容ではあるんですけども、先程〇〇委員もおっしゃったように、ビジョンを策定する前後で平成29年に四條畷市さんが大阪広域水道企業団に

統合されたというのもあるのですが、平成30年度に水道法の改正がありまして、そこから現在まで、いろいろな事業者さんが統合されていく状況を踏まえた上で、水道事業ビジョンの中間見直しにあたる現時点でイメージしていくことは必要であるということになりました。

現在において具体的な検討はまだできていないところではあるのですが、そういった一定の筋道といった形で明記していただくことになっております。

【会長】

はい、ありがとうございました。

次、何かご質問などよろしければ。

【委員】

すみません、ちょっと初歩的な質問になるかもしれませんが、先程企業団を作られたメリットというところで、複数の浄水場がひとつで良くなるというところであったり、コストカット経営の効率化というところで、企業としてメリットというところでお話し頂いたんですけど、市民の立場からだと、例えばそれが一つになることで水が届きにくくなったりとか、料金が一つになることで、今後安くなったりとか、そういったことはあるのか、あと何か災害時とか問題が発生した時に復旧に時間がかかったりというか、市民の立場から、メリット、デメリットがもしあれば教えて頂きたいなと思っております。

【会長】

はい。統合ではどなたに聞けばいいですかね。できたら〇〇委員の方が。

【委員】

わかる範囲というか言える範囲ですが、例えば危機管理で、事故が起きた、災害が起きた、という時の対応は、当然今の市町村さんの水道でも十分できているのですが、凄く小さな所ですと、職員で水道に携わっている方がもう、数名というところもございまして、日常の事業はうまくいってるんですけども、イレギュラ

一なことが起きた時の対応はなかなか難しいというところもあつたりします。

先程申しましたけど、企業団は全体としては職員が数百名おりますので、応援みたいな形で、自分の組織の人は自分の職員とかでぱっと行くといった形にできますので、ある程度そういう危機管理的な能力も向上することもありますよというようなことはよく申し上げてはおります。

【会長】

先日、和歌山の水管橋が落下しましたよね。あの時はどのような対応だったのですか。

【委員】

基本的には日本水道協会という全体の協会がございますので、そこから実際には給水車を出してくれと依頼があるんですけども、企業団は今加圧式給水車を2台持っておりますので、その2台と職員を派遣しました。後ちょっとややこしいんですけど、大阪府内の各ブロックにもそれぞれ水道の協議会がございますので、そこからも給水車を出そうということになります。その中の一員に私どもの水道センターも入ってまして、その中の一員として給水車を出してくれというような声がかかった場合には、水道センターからも何台か給水車を出して、あと他の市町様も給水車を出して、という形です。

まあ基本的には同じ、ユーザーの皆様からすれば、サービスが低下しないようにやっていきたいと思いますというのを大原則にしています。

【会長】

現在は、自治体からすればお願いするという形だけでも、統合すると企業団の業務の問題なので、積極的に対応されるとは思いますが。

【委員】

そうですね。企業団としてはお願いされれば支援しますみたいな形ですけども、当然自分の組織になれば、自分の組織ですので、他のセンターとかですね、あるい

はもともと卸売りをしていた大きな組織もありますので、そちらの人間も動員していくというようなこともしています。

【会長】

連携はしやすくなっていきますよね。

【委員】

はい、そうですね。まさしく自分の会社の一員として。

【会長】

ですよね。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

申し訳ございません。それでは。

【委員】

1点だけ、どちらにお聞きすればいいかわかりません。デメリットだけ教えていただければと思います。

先程水道料金の話もありましたけど。

【会長】

それでは、今考えられることといたらおかしいのですけれども。

【委員】

そうですね。水道料金関係は実はデメリットとはいえないとは思いますが。

実は企業団と一緒にになったので料金が上がるという要因はおそらくないのではな

いかと思うんですね。

ただいま、ちょっとこちらでも書かれているとおり、人口は減っている、だけど施設は老朽化してお金もかかっているという場合、どこでも経済的には厳しくなっ
てまいりますので、それをクリアするためには、必然的に料金の改正が必要という
面は出てくるかと思います。

それと、企業団は13の水道事業を担っているのですけれども、水道料金はそれぞ
れそのままの料金なんですね。企業団と一緒にになったことが理由で上げるとい
うことはございません。

超将来的には、一緒にになったところは一つのお財布、一つの会計に一つの料金と
いうのは理想ではあるんですけれども、実際にそれをしますと、当然下がる所もあ
れば上がる所もあります。

上がる所の地域の方はご理解がなかなか得られることができませんので、料金の
統一化というのはなかなか長期的な課題ではあると思うのですけれども、その他に
デメリットとは。市さんはどうでしょう。

【委員】

基本的には、デメリットがメリットより上になるようなことであつたら、統合は
しないので、今、大東市も検討しているのですけども、基本的にはデメリットはあ
りませんということをやっています。

細かいところは、いろいろあると思うのですが、今水道料金の話をされました
けど、水道料金は、単独で経営していくよりは企業団と統合した方が上がる率とか
上がる年次とかはだいぶ延びるっていうことで、それもメリットとして我々は捉え
ています。

【会長】

工事、配管の改修なども、母体が大きければ、集中的に投資ができるという可能
性もあるのですか？

【委員】

今のところ、いわゆる小売りの部門と卸売りの部門は、お財布が全部別になっておりますので、ひとつのところだけに集中投資すると、逆にちょっとバランスとして、あまりよろしくないというのもありますので、今のところ会計はそれぞれの、事業も別々の財布でやっているのです。

本当は、将来的には統合した方が広域化のメリットとしては出ると思うのですが、今のところそれぞれの財布で行っているということになります。

【会長】

わかりました、ありがとうございました。

他に何かございましたら。

【事務局】

先ほどのメリット、デメリットの件なのですが、門真市水道事業が大阪広域水道企業団へ統合する場合、統合前に門真市を一事業単位として、施設整備計画や水道料金等の会計のシミュレーションをしたうえで、統合以降の事業運営を示すこととなります。そのシミュレーションでは大阪府の交付金の活用なども考慮した上で検討するため、交付金の活用といった一定の統合効果の、後は水道料金とかの統合効果の発現状況も確認した上で、メリットを考えていく形になります。

一方でデメリットという形は、各団体によって違いはあるのですが、一部の事業体で実施していた福祉減免など、各水道事業体の属する地方公共団体との一般行政部局との連携に影響が生じる可能性があるというのがデメリットとして挙げられるところかと思えます。

【会長】

はい、ありがとうございます。

それはまた調整はできるかなといった気がしますがね。

わかりました。それでは、他にももしこの件に関しましてご質問等がございましたら、次の議題に行きたいと思えます。

よろしいですか？

それでは次の「目標設定と推進する実現方策について」ということで、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

資料は、9ページからですね。

ここは前回の審議会の委員の皆様方の意見を踏まえまして、いろいろ改定をされたという、そういうことですね。

特にございませんか。

よろしいですか。

これに関してはこの内容でということ。

それでは、最後に3番目の「業務指標について」でございますけれども、令和2年度末における時点修正および文章表現の修正というところです。

前回の業務指標の数値更新をされたということになります。

それに関しましては、何かご意見を頂けたらと思います。

その資料の14ページでございますけれども、損益勘定職員数、ここのグラフの見方をもう少し説明していただけたらありがたいと思うのですけれども。

どういう数字が損益に影響するのか、その辺を、どなたにお聞きしたらいいでしょうか。

お願ひ致します。

【事務局】

グラフの見方としては、職員一人当たり有収水量というのは、年間総有収水量を、損益勘定職員で割って、職員一人当たりの有収水量を求めていくという形になります。平成26年時点ではそういった職員が22名という形で、それに対して年間有収水量が。

【会長】

要するにここでいう損益勘定職員数というのは、基本的に職員の数ということですね。

【事務局】

そうですね。そういうことになります。

【会長】

損益勘定に特化した職員の方がいらっしゃるかなと思って。

【事務局】

そうですね、水道事業にかかわっている職員になります。

【会長】

それでは、水道事業に関わっていない職員の方もいらっしゃるということですか。

【事務局】

詳しく言いますと有収水量というのが、いわゆる料金収入を得るための水量なのです。それと費用というのが人件費だったり動力費であったりするのですが、この損益勘定職員というのが料金収入から出ている給料だとか、そういった職員のことを表しておりまして、別途、施設の整備や改良などをされる職員は資本勘定職員という形のものに会計上分けておりまして、そういった中で損益の職員が22人というように会計上割り当てているような感じです。

【副会長】

工事に関わる職員と、通常の業務に関わる職員と分かれています。要するに工事関係を除いているという。

【会長】

工事関係の方について、事業の収益から給料を払う訳ですからね。そうすると、

それも損益に関わってくるような気がする。

【事務局】

直接的な費用というところと間接的な費用という、2つの財布を持っている形になっております。

【会長】

工事はまた別途工事勘定があるということですか。

【事務局】

はい。

【副会長】

工事関係の職員の給料は資産になる、工事費の中に入りますので、直接経費になり、施設代金に入る。

【事務局】

毎年収益と費用で出た利益をそういう工事に充てる方にお金を蓄えているのです。そこから給料を支払うというようなイメージですね。

【会長】

委員の皆様、今の説明を聞いていかがでしょう。

【委員】

普通、水道を使ってもらって、集金を修繕と委託料みたいなのもその工事の部門に入っているのですか？

【事務局】

そちらの方は、料金の方の費用になりますね。

【委員】

この損益職員の方ではなくて。

【事務局】

そちらの方になりますね。

ただ、委託をしておりますので、委託の場合、ここに書かれている職員数は委託業者さんになりますから、直接的には職員の人数には入っておりません。委託費として計上されます。

【委員】

委託費として計上。それではこのグラフでいうと水を売りました、それで、とりあえず人数で割って、その残ったというか余った金額から工事の方とかそういう感じみたいなイメージですかね。

全体のお金があって、そこから給料、このグラフはあくまでも人数で割っているだけのものですよね。それで、勿論そこから割ってるのでたくさん給料よりもたくさん金額が残ってきて、そこから工事とか委託とかに分けているみたいなイメージですね。

【事務局】

そうですね。

【会長】

委託する場合というのは、例えば工事会社に委託をしますよね。そもそもそれは経費ではないですか。だからその人たちを損益勘定と資本勘定と分ける意味がよくわからない。

【事務局】

ここのグラフは、単純にそういう費用の人間の数で割っているだけなのです。

今会長がおっしゃったように、別に費用と給料の費用と違ってというのは、例えば別の次元で考えますと、単純に料金収入を得ました、それにかかる費用は人件費だったり水を浄化するための薬品費だったりというのがありまして、収支を差し引きしますと利益が出ます。

利益が出ますと、その利益をもって工事の方に積み立てるような形にして、そこから工事に充てる費用として出ていきます。そういった形ですね。

【会長】

それはわかるのですが、この工事といわゆる損益勘定の職員という、その辺の関係を、要するに、単に職員の数だけでいいのかなという。

【事務局】

そうですね、このグラフは。

【会長】

発生するのは別の会社の訳だから、その人たちのお給料と関係ない。

【事務局】

関係ないですね。

【会長】

そうですね。何か特別な水道事業の表現の仕方ではないんですか？損益勘定職員数ということを、そう明記されているのは。

【事務局】

名称ですね。単純に、損益勘定職員という名称で区分をされているだけです。

【会長】

これは一般的なのですかね。

【副会長】

はい。公営企業で一般的な、確かに言葉尻だけをとらえると少し分かりにくいところがありますけれども。

【会長】

他に何か、ご質問とかございましたら。

【委員】

ひとつだけ、それでは。

【会長】

はい、お願いします。

【委員】

アンケートの情報収集割合のグラフがあったとは思いますが。

【会長】

ございましたね、何ページでしたかね。

【委員】

冊子だと19ページ、この資料だと20ページだと思うのですが、グラフは多分前のビジョンにもあったので掲載されていると思うのですが、とても寂しいグラフになっていて、これを見て何か分かるかといったらあんまり分からないと思うのですが、市民の皆様のニーズを収集するのは大切だから、今後やり方を考えますといったことを書いているのですけれど、これは何か具体的な、どういうようにやっていこうかなというのが想定されていてこういう文章になっているのか、あるいは全くまだノープランでやっておられるのかお聞きしたいと思ひまして。

【会長】

はい。アンケートの今後の対応に関するご質問ですが、コロナの関係がありますとなかなか企画はし辛いかとは思いますが、

もし何か、今後の対応を検討されているのがございましたら。

【事務局】

イベント開催時においてアンケート調査を行っていたというのもあって、30年度と、あと令和元年度は工事事業者等を対象に、対人的なところでアンケートを取っていたというのがありまして、令和2年度以降がコロナウイルスの感染症対策、拡大防止の観点からそういった形でできないというのもあって、今後どうしていくかというのが課題にはなっております。現時点では、対人ではない形でアンケートを取るべきなのかも含めて検討していくということになっております。

【会長】

そうですね。Webでのアンケート調査、その検討も書かれてはどうか。この部分は寂しくなっていますからね。

それと、私の方から21ページの給水栓の水質検査箇所密度の件で確認というか説明頂きたいのですけれども。

水質検査箇所密度っていうのは、例えばどれだけの面積で何箇所そういう検査するというか、そういうことでいいですか、認識は。

【事務局】

そのとおりで、面積に対して採水箇所が何箇所あるかという指標になっております。

【会長】

なるほど。前回は市内7箇所ということによろしいですか。

【事務局】

はい、そうです。

【会長】

そうですか。給水モニターというのは、リモートでこの場所から全部抜き出すという、そういうことですね。

モニターの内容はどのようなものがあるのですか。

【事務局】

水質の項目で、水道ですのでどれくらい塩素濃度が残っているかというので塩素濃度と、あとは色や濁りを見るための指標で濁度、色度という項目がありまして、その他の水質に影響が出そうなpHですとか、あと温度、圧力といったものを24時間モニター施設からこちらの庁舎に数値が伝達されるようになっています。

【会長】

24時間監視されるということは、監視されている方がずっと夜通しはりつけという状況になるのですか。

【事務局】

運転操作する部屋にモニターを置いていまして、異常値になればアラームが鳴って、気付けるような仕組みにはなっておりますので、24時間その画面を見ている訳ではないですけれども、何かあればすぐ分かるようにはなっています。

【会長】

わかりました。門真市さんにおいて7箇所というのは、普通他の事業所さんに比べて数としては多いのか少ないのか、それはどうなのですか。

【事務局】

一応、類似団体との比較ということで、大阪府平均とかであれば33.9に対して門真市が58.3となっていますので、倍とはいいませんけれども密には取れているとい

う形で。

【会長】

それと23ページの管路の耐震化率の経年化管路図でございますけど、先程言ったお話加味して頂いてもいいんですけども、経年化管路率は50年ということによろしいですかね。経年化というのは50年ということによろしいのですか。

【事務局】

経年化というように扱われるのは40年です。

【会長】

40年ですか。いわゆる定められた償却期間でしょうか。

【事務局】

そうですね。減価償却の考え方で、法律上は法定耐用年数の布設後の40年経過したものが、ということです。

【会長】

経年化管路率っていうのは、40年経過した資産が何割あるかということですね。

【事務局】

そうですね。はい。

【会長】

それは令和2年度には、半数を超えるということですね。

【事務局】

そうですね。はい。

【会長】

恐らく実際、管路によって当然いろんな差があると思うのですが、40年経過してもまだ大丈夫なものもあればそうでない場合もありますね。

そういうチェックみたいなものはどうされているのですか。

【事務局】

水道管自体がもう地面の中に埋まっているものなので、大きな自治体様だったら掘り上げて実際供試体試験、調査はされているところもあると思うんですけど、門真市の方では、掘り上げてまでチェックするということはできていないです。

【会長】

長年の経験からちょっとお聞きしますけども、この40年というようにされていますけれども、だいたいどれくらいになると管は危ないというようになるのですか。

【事務局】

そうですね、おそらく、埋設環境みたいな形が一番影響受けるのかなと思うのですが、大きな造成、開発地とかで、ちょっと腐食性のあるような成分の混ざった土を埋めたり、有機物などが一緒に、ゴミが入っているような埋立地からの水道管は少し外面が腐食しやすい傾向にはあるかなと思いますけども、今のところ門真市の中では実際経年化率が50%超えておるのですが、一般的に入れたから、古くなったからの原因の水漏れというのは過去10年ぐらい遡りましても年間0から1、2件あるかないかというような状況ですので、比較的地面の中は解消してきましたので、今現状はないという状態となっています。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

ちょっと1点気になるのですが、今の管路の耐震化率っていうのが冊子の24ペ

一ページにあると思うのですが、評価で×と書いてあるんですが、前回の資料では進捗状況評価では概ね計画どおりっていうようになっていたような気がするのですが、この×とか○というのは、何に対して×とか○というのか教えて頂ければと思います。

【会長】

今のご質問は冊子の24ページの管路の耐震化率というところですね。その管路の耐震のところは×になっているという。

【事務局】

すみません、よろしいでしょうか。

【会長】

はい、お願いします。

【事務局】

冊子における各業務指標の評価として○×として評価されているのですが、基準としては、各業務指標における望ましい方向性に合致しているかという形になりまして、国や府内の類似団体との平均との比較等を踏まえて、本市において総合的に判断させて頂いております。

【会長】

ということは、近隣の市と比べて割と耐震化が進んでいないということですか。

【事務局】

一応、この冊子にも書いてありますとおり、府内平均、類似団体平均としては24.4%っていう形になっておりますので、門真市としては毎年1%ずつ積み上げていって、1%ずつ積み上げているとして、中ではBという形にはなるんですが、府内の類似団体平均と比較した時にはどうしても評価は○×という話になる

のであれば、総合的に判断して、今こういう形にはなっております。

【会長】

前回は議論になったと思うのですが、△とかはないのですか。

【事務局】

基本は〇×としております。

【会長】

他の自治体はどうですか。その評価の仕方というのは。
例えば△や〇での進捗評価をしているのですか。

【委員】

いろいろですね。

【会長】

いろいろですか。

【委員】

今のお話ですと、いわゆる相対評価みたいな感じですね。他に比べてっていうお話で。その、門真市さんご自身の計画と比べてではないような感じがするので。

個人的には計画に対して、前回はABCでやったらまあだいたいBですというお話だったので、概ね計画どおりやっつけらっしゃるのかなと思ったのですが、評価は×になっていたんで、あれと思ったんですが、この辺りが市さんの、考え次第かなと思いますけども。

ちょっとただ、パッと見てわかりにくい、なぜ×なのかなっていうのがわかりにくいかなって印象はありました。

【会長】

そうですね。計画に対してどうか、その方が多分大事かなという気はしますね。
あと、何かございましたら、お願い致します。

それと、これは多分書き間違いかとは思うのですが、25ページですが、給水車保有度というのがございます。25ページです。最後のページですけれども。

給水車保有度は、災害発生時等に応急給水が可能という事ですけれども、給水人口1,000人あたりどれくらい保有しているかを示した指標であり、本市では1台を有している。ということですから、これは1,000人あたり1台保有しているということになるのですか。

【事務局】

改訂版の冊子の方の29ページが給水車保有度の率になっておりまして、千人当たり何台保有しているかとなりますと、門真市が0.01って書いてあるのですが、門真市の人口が約12万人という形になりますので、千人単位っていう話になると、小数点を四捨五入して0.01という形になるので、千人当たり1台所有しているというわけではなくて、12万人に対して1台所有しているの、率的にはこういった形になります。

【会長】

だから多分この書き方がおかしい訳ですね。25ページなんか本市が1台所有しているということだから。

【事務局】

そうですね。千人当たりどれくらい保有しているかを表した指標であるならば、0.01台/千人、千人単位で0.01という形になります。

【会長】

そういうことですね。ここで主語は給水車の保有度ですから、保有度が1台ではなくて0.01台ということですね。

【事務局】

そうですね。千人当たり0.01という形になります。はい。

【会長】

実際は2台ということですね。

【事務局】

いえ、実際は1台になります。

【会長】

あ、実際1台ですか。

【事務局】

はい。1台で12万人ですので、0.008になりまして、小数点を四捨五入して0.01という形になります。

【会長】

わかりました。

あと何かご意見とかございましたら、お願い致します。

何かご意見ございませんか。

それでは、他にご意見、ご質問がないようですので、議事につきましては、議論頂いた必要な修正を行って、次の会議でもう一回報告して頂くという方向でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

○その他

【会長】

それでは、次第の2でございます。その他ですけれども、ここから何かご意見とかございましたら、お伺いしたいと思います。

いろんな質問の疑問点とか、分からないことがあると思うのですけれども、ございましたら。

大丈夫ですか。

【事務局】

すみません。本日、〇〇委員から、事前に事務局にご意見をいただいておりますので、紹介させていただきたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか？

【会長】

はいどうぞ、よろしくお願いします。

【事務局】

〇〇委員のご意見としましては、

まず、大阪広域水道企業団との統合についての門真市のスタンスは何か。

次に、「事業6－3 必要な資機材の確保」について、実効性のある項目を記し、どこまで目標を達成したかがわかるように設定すべきではないか。

最後に、「事業1－3 効率的な民間活用」については、いち早く効果検証を進めていく必要があるのではないか。

という3点となります。

これに対しての事務局の回答になりますが、

まず、「大阪広域水道企業団との統合についての門真市のスタンス」についてですが、本市水道事業については、令和3年10月現在、大阪広域水道企業団との統合については、統合に向けて具体的な検討に至っていない状況ではあります。今後、広域連携の必要性等を踏まえ、検討していく段階となっております。以上が、門真

市としての今現在のスタンスになります。

次に事業6－3の「必要な資機材の確保」についてのことですが、必要な資機材リストについては、現在作成を進めているところでありまして、前回の審議内容を踏まえて、災害時の優先度を重視した作成を進めていきたいと考えております。

ただし、実際の数量の決定においては、内部での議論も必要であり、本水道事業ビジョンにおいてはあくまでも10年間の施策の方向性について示すものとして、「実効性のある見直し、取組み」「必要性及び優先度を考慮した保有計画の作成」という文言を追加しています。具体的な内容については、ビジョンの概念に基づいて、個別計画として作成していきたいと考えております。

最後に、事業1－3の「効率的な民間活用」についてですけれども、そちらの項目については、平成13年度以降順次委託化を行っているところでございますけれども、委託業務の開始後に、団塊世代の大量退職に伴って職員の減少が進んで、技術継承とともに、職員減少に対応する事務改善の検討が必要との認識に至ったところでありまして、水道事業ビジョンでは事業運営に必要な職員体制が確保できているかを着眼点に、現状評価と課題を洗い出したうえで、事業運営に必要な職員体制の検討が必要としたもので、この課題に対応するために、改めて早急に評価を実施する必要があると考えておりまして、審議事項を踏まえて、翌年（令和4年）度以降の実施計画に設定しております。

以上となります。

【会長】

はい、ありがとうございました。今、〇〇委員からのご質問と、それに対する事務局の回答がございましたけれども、何かご意見ございませんでしょうか？

よろしいですか？

それでは、事務局の方からこの他に何かございましたら、次回の開催日時とか。

【事務局】

次回開催日につきましては、すでに通知させていただいているところではあります。12月23日（木）午後2時から、門真市役所別館3階第3会議室で開催いたし

ますので、ご出席の程よろしくお願い申し上げます。

【会長】

市役所の方ですか。

【事務局】

はい、市役所の方になります。

【会長】

そうですか。わかりました。ありがとうございます。

それでは、次回の審議会ですけれども、ご参集の程よろしくお願い申し上げます。

以上を持ちまして第2回門真市上下水道事業経営審議会を終了いたします。

どうも長い間、ありがとうございました。